

# まん延防止等重点措置**終了**に伴う県の要請内容等

対象	地域	現行（まん延防止等重点措置）	10/1-10/31（リバウンド防止徹底期間） ※ 県と仙台市による「独自の緊急事態宣言」は <b>終了</b>		
県民	県全域	日中も含めた不要不急の外出自粛 県外との不要不急の往来自粛	移動・外出は家族等と少人数で感染防止対策を万全に 県外との不要不急の往来自粛		
飲食店	仙台市	一般店	時短要請・酒類提供制限 <b>終了</b>		
		一般店		全飲食店の時短要請：午前5時-午後8時 酒類提供終日停止	
	認証店	全飲食店の時短要請：午前5時-午後8時 酒類提供：午前11時-午後7時			
	認証店	全飲食店の時短要請：午前5時-午後8時 酒類提供：午前11時-午後7時			
以外	仙台市	一般店	全飲食店の時短要請：午前5時-午後8時 酒類提供：午前11時-午後7時		
	仙台市以外	認証店	要請対象外（通常営業可）		
その他の施設	仙台市	営業時間短縮：午前5時-午後8時 酒類提供終日停止の協力依頼	時短要請・酒類提供制限 <b>終了</b>		
	仙台市以外	営業時間短縮：午前5時-午後8時 酒類提供：午前11時-午後7時の協力依頼			
イベント	県全域	開催時間：午前5時-午後9時 以下の人数制限・収容率の小さい方			
		人数上限	収容率	人数上限	収容率
		5,000人	大声なし 100% 大声あり 50%	5,000人又は収容定員 <b>50%以内</b> <b>(≦10,000人)</b> のいずれか <b>大きい方</b>	大声なし 100% 大声あり 50%

# 県民への要請内容【県内全域】

## 外出の自粛・感染防止対策の徹底等

現行（まん延防止等重点措置）	10/1-10/31（リバウンド防止徹底期間）
<p>【法31条の6第1項・24条第9項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 混雑した場所への外出を半減するため、<b>日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛</b>すること（特に<b>時短要請した時間以降</b>、飲食店・要請施設等にみだりに出入りしないこと）</li> <li>○ 外出や移動の必要がある場合は、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、マスク着用・手指衛生等の基本的な感染防止対策を万全にし、三密や5つの場面、混雑する場所・時間を避けること</li> <li>○ <b>県外との不要不急の移動</b>、特に緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域等との往来は<b>延期・自粛</b>すること</li> <li>○ 感染対策が徹底されていない飲食店等及び<b>時短要請</b>に応じない<b>飲食店等</b>の利用を厳に控えること（宅配・テイクアウトを除く）</li> <li>○ 飲酒を伴う<b>大人数</b>や<b>長時間</b>におよぶ<b>会食・行事</b>を<b>自粛</b>すること、会話の際のマスク着用を徹底すること、飲酒を伴わない場合も注意すること</li> <li>○ 飲食店の求める感染防止策に積極的に協力すること</li> <li>○ 路上・公園等における<b>集団飲酒</b>など<b>感染リスクの高い行動</b>を<b>自粛</b>すること</li> <li>○ <b>ワクチン接種の有無に関わらず</b>、基本的な感染防止対策を徹底すること</li> <li>○ 少しでも体調が悪い時は、医療機関に相談し、人との接触を避け、外出を控えること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 混雑した場所への外出を極力減らすとともに、外出や移動の必要がある場合は、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、マスク着用・手指衛生等の基本的な感染防止対策を万全にし、三密や5つの場面等を避けること</li> <li>○ <b>県外との不要不急の往来</b>は<b>自粛</b>すること</li> <li>○ <b>感染対策が徹底されていない飲食店等</b>の利用を厳に控えること（宅配・テイクアウトを除く）</li> </ul> <p><b>左記の要請を継続</b></p>

# 飲食店への要請内容①

## 営業時間短縮等の要請

※県有施設を含む

地域	現行（まん延防止等重点措置）	10/1-10/31（リバウンド防止徹底期間）
仙台市	一般店	時短要請・酒類提供制限の終了
	一般店	
仙台市以外	一般店	時短要請・酒類提供制限の終了
	一般店	
	一般店	

## 飲食店への要請内容②

※県有施設を含む

### その他の協力要請（感染防止対策）

地域	現行（まん延防止等重点措置）	10/1-10/31（リバウンド防止徹底期間）
仙台市	<p>【法31条の6第1項に基づく要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者へのマスク会食実施の周知、 正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）</li> <li>○ アクリル板の設置等</li> <li>○ 従業員への検査勧奨、入場者の整理等、発熱等 有症状者の入場禁止、 手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気等</li> <li>○ カラオケ設備の利用自粛 （飲食を主業とする店舗でカラオケ設備がある店）</li> </ul> <p>【法24条第9項に基づく要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ CO<sub>2</sub>センサーの設置</li> <li>○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底</li> </ul>	<p>【法24条第9項に基づく要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者へのマスク会食実施の周知、 正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）</li> <li>○ アクリル板の設置等</li> <li>○ 従業員への検査勧奨、入場者の整理等、発熱等 有症状者の入場禁止、 手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気等</li> <li>○ カラオケ設備の利用自粛 （飲食を主業とする店舗でカラオケ設備がある店）</li> <li>○ CO<sub>2</sub>センサーの設置</li> <li>○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底</li> </ul> <p>※ 実質的に左記の要請を継続</p>
仙台市 以外	<p>【法24条第9項に基づく要請】 上記と同様の要請</p>	

# 飲食店以外の施設への要請内容【仙台市内①】

※県有施設を含む

イベント関連施設・  
イベントを開催する  
場合がある施設

令11条 第1項	4号	劇場、観覧場、演芸場、映画館等
	5号	集会場、公会堂
	6号	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール
	8号	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）
	9号	運動施設、遊技施設（体育館、ボウリング場、スポーツクラブ等）
	10号	博物館、美術館等

項目	現行（まん延防止等重点措置）	10/1-10/31（リバウンド防止徹底期間）
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○午前5時から午後8時まで（イベント開催時は午後9時まで）の営業時間の短縮 ※オンライン配信を除く ※映画館については午後9時まで</li> <li>○酒類提供の終日停止</li> <li>○入場整理等の徹底・HP等での周知</li> <li>○業種別ガイドラインの遵守</li> <li>○カラオケ設備使用自粛（カラオケボックスを除く）</li> </ul>	<p>終了</p> <p>左記の要請を継続</p>
備考	<p>※営業時間の短縮は、1,000㎡超は法24条9項に基づく要請、1,000㎡以下は法に基づかない協力依頼</p> <p>※「酒類の提供」には利用者による酒類の店内持込みを含む。</p>	終了

# 飲食店以外の施設への要請内容【仙台市内②】

※県有施設を含む

参加者等が自由に  
移動でき、  
入場整理等の徹底が  
推奨される施設

令 11 条 1 項	7号	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 等
	9号	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等
	11号	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等
	12号	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等

	現行（まん延防止等重点措置）	10/1-10/31（リバウンド防止徹底期間）
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○午前5時から午後8時まで（イベント開催時は午後9時まで）の営業時間の短縮 ※生活必需物資除く</li> <li>○酒類提供の終日停止 ○入場整理等の徹底・HP等周知</li> <li>○業種別ガイドラインの遵守</li> <li>○カラオケ設備使用自粛（カラオケボックスを除く）</li> </ul>	<p>終了</p> <p>左記の要請を継続</p>
備考	<p>※営業時間の短縮は、1,000㎡超は法24条第9項に基づく要請、1,000㎡以下は法に基づかない協力依頼</p> <p>※大規模商業施設の管理者等は法31条の6第1項、百貨店の地下食品売場等の管理者等は法24条9項に基づき入場者の整理等（人数管理・制限、誘導等）を要請</p>	終了

対象施設（11号）	現行（まん延防止等重点措置）	10/1-10/31（リバウンド防止徹底期間）
ネットカフェ、マンガ喫茶など	<ul style="list-style-type: none"> <li>○酒類の提供終日停止</li> <li>○入場整理等の徹底・HP等周知</li> <li>○業種別ガイドラインの遵守 ○カラオケ設備の使用自粛</li> </ul>	<p>終了</p> <p>左記の要請を継続</p>

※「酒類の提供」には利用者による酒類の店内持込みを含む。

# 飲食店以外の施設への要請内容【仙台市を除く県内全域①】

※県有施設を含む

イベント関連施設・  
イベントを開催する  
場合がある施設

令11条 第1項	4号	劇場、観覧場、演芸場、映画館等
	5号	集会場、公会堂
	6号	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール
	8号	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）
	9号	運動施設、遊技施設（体育館、ボウリング場、スポーツクラブ等）
	10号	博物館、美術館等

項目	現行（まん延防止等重点措置）	10/1-10/31（リバウンド防止徹底期間）
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○午前5時から午後8時まで（イベント開催時は午後9時まで）の営業時間の短縮 ※オンライン配信を除く ※映画館については午後9時まで</li> <li>○酒類の提供：午前11時から午後7時まで</li> <li>○入場整理等の徹底・HP等での周知</li> <li>○業種別ガイドラインの遵守</li> <li>○カラオケ設備使用自粛（カラオケボックスを除く）</li> </ul>	<p><b>終了</b></p> <p><b>左記の要請を継続</b></p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>※「酒類の提供」には利用者による酒類の店内持込みを含む。</li> <li>※営業時間の短縮は、協力依頼（法に基づかない依頼）</li> </ul>	終了

# 飲食店以外の施設への要請内容【仙台市を除く県内全域②】

※県有施設を含む

参加者等が自由に移動でき、入場整理等の徹底が推奨される施設

令 11 条 1 項	7号	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 等
	9号	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等
	11号	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等
	12号	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等

	現行（まん延防止等重点措置）	10/1-10/31（リバウンド防止徹底期間）
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○午前5時から午後8時まで（イベント開催時は午後9時まで）の営業時間の短縮 ※オンライン配信を除く ※映画館については午後9時まで</li> <li>○酒類の提供：午前11時から午後7時まで</li> <li>○入場整理等の徹底・HP等での周知</li> <li>○業種別ガイドラインの遵守</li> <li>○カラオケ設備使用自粛（カラオケボックスを除く）</li> </ul>	<p>終了</p> <p>左記の要請を継続</p>
備考	※営業時間の短縮は、協力依頼（法に基づかない依頼）	終了

対象施設（11号）	現行（まん延防止等重点措置）	10/1-10/31（リバウンド防止徹底期間）
ネットカフェ、マンガ喫茶など	<ul style="list-style-type: none"> <li>○酒類の提供：午前11時から午後7時まで</li> <li>○入場整理等の徹底・HP等での周知</li> <li>○業種別ガイドラインの遵守 ○カラオケ設備の使用自粛</li> </ul>	<p>終了</p> <p>左記の要請を継続</p>

※「酒類の提供」には利用者による酒類の店内持込みを含む。



## 飲食店以外の施設への要請内容【県内全域】

※県有施設を含む

令11条 1項	対象施設	現行（まん延防止等重点措置）	10/1-10/31 （リバウンド防止徹底期間）
1-3号	幼稚園、小学校、中学校、高校、 保育所、介護老人保健施設、大学	業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項） 学校等における感染リスクの活動等の制限、 大学等における遠隔授業も活用した学修者 本位の効果的な授業の実施等（協力依頼）	現行の要請を継続
5号	葬祭場	仙台市 業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項） <u>酒類提供の終日停止（協力依頼）</u>	業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項）
		仙台市 以外 業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項）	
7号	スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド等 （生活必需物資）	業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項）	現行の要請を継続
10号	図書館	業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項） <u>入場整理の働きかけ（協力依頼）</u>	業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項）
12号	銭湯、理容店、美容店、質屋、 貸衣装屋、クリーニング店等 （生活必需サービス）	仙台市 業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項） <u>入場整理の働きかけ（協力依頼）</u> <u>酒類提供の終日停止（協力依頼）</u> <u>カラオケ設備の利用自粛（協力依頼）</u>	業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項）
		仙台市 以外 業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項） <u>入場整理の働きかけ（協力依頼）</u>	
13号	自動車教習所、学習塾	業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項） オンラインの活用等の働きかけ（協力依頼）	現行の要請を継続

※「酒類の提供」には利用者による酒類の店内持込みを含む。

※「業種別ガイドラインの遵守」については、令11条第1項に該当しない施設についても法24条9項に基づく要請を行う。

## イベント主催者等への要請内容【県内全域】

要請	現行（まん延防止等重点措置）	10/1-10/31（リバウンド防止徹底期間）												
開催制限等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以下の人数制限・収容率のいずれか小さい方</li> <li>○ 開催時間短縮：午前5時-午後9時</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人数上限</th> <th colspan="2">収容率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000人</td> <td>大声なし 100%</td> <td>大声あり 50%<sup>注</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。 (法24条9項の要請)</p>	人数上限	収容率		5,000人	大声なし 100%	大声あり 50% <sup>注</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以下の人数制限・収容率のいずれか小さい方 <b>（開催時間短縮終了）</b></li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人数上限</th> <th colspan="2">収容率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000人又は収容定員50%以内 <b>（≦10,000人）のいずれか大きい方</b></td> <td>大声なし 100%</td> <td>大声あり 50%<sup>注</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。 (法24条9項の要請)</p>	人数上限	収容率		5,000人又は収容定員50%以内 <b>（≦10,000人）のいずれか大きい方</b>	大声なし 100%	大声あり 50% <sup>注</sup>
	人数上限	収容率												
5,000人	大声なし 100%	大声あり 50% <sup>注</sup>												
人数上限	収容率													
5,000人又は収容定員50%以内 <b>（≦10,000人）のいずれか大きい方</b>	大声なし 100%	大声あり 50% <sup>注</sup>												
感染防止等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ（COCOA）、みやぎお知らせコロナアプリ（MICA）の導入・名簿作成などの<b>追跡対策を徹底</b>すること</li> <li>○ <b>全国的な移動を伴うイベント</b>又は参加者が<b>1,000人を超えるイベント</b>を開催する際には、イベントの開催要件等について、<b>県に事前に相談</b>すること</li> <li>○ 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応すること</li> </ul>													

### 注) チケット販売の取扱い

- 遅くとも令和3年9月9日付け事務連絡に定められた周知期間終了時点（遅くとも9月12日）までに販売されたものに限りに、上表の「開催制限等」は適用せず、販売したチケットをキャンセル不要と扱うこと。
- 上記周知期間後に販売開始されるものは、上記「開催制限等」を満たすこと。

## その他の協力依頼【県内全域】

対象	現行（まん延防止等重点措置）	10/1-10/31（リバウンド防止徹底期間）
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 従業員等に対し、<u>時短要請した時間以降</u>、<u>飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること</u></li> <li>○ 職場でのクラスター発生を踏まえ、休憩時間や社員寮等の集団生活の場も含めた感染防止対策を徹底すること</li> <li>○ 従業員等に飲食を伴う懇親会等を控えるよう求めること</li> <li>○ 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により出勤者数の7割削減を目指すとともに、接触機会の低減に向け、出勤を要する職場でもローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取組を強力に推進すること</li> </ul>	<p><b>終了</b></p> <p>左記の要請を継続</p>
大学等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学生に対し、<u>時短要請した時間以降</u>、<u>飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること</u></li> <li>○ 学生に対し、飲食を伴う行事等を控えるよう求めること</li> <li>○ 学生に対し、<b>積極的なワクチン接種を勧奨</b>すること</li> <li>○ 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等により学修機会を確保すること</li> <li>○ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策等について学生等に注意喚起を徹底すること</li> <li>○ 学校内での行事は、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること</li> </ul>	<p><b>終了</b></p> <p>左記の要請を継続</p>